

暮らしのお知らせ

コンビニで取得できます

住民票などの証明書

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニエンスストア(セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマートなど)、イオン(成田店を含む一部店舗)で住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄)本・戸籍の附票(本市に本籍がある人のみ)を取得できます。市役所の閉庁時でも、毎日午前6時30分から午後11時まで利用できます。

コンビニ交付サービスの利用には、事前に暗証番号(カード発行から5回目の誕生日まで有効)の設定が必要です。マイナンバーカードを持っていて、暗証番号を設定・更新していない人は、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所(※)で手続きできます。

マイナンバーカードの交付

マイナンバーカードを申請した人は、交付通知書が届いたら、必要書類を持って市民課で受け取って下さい。

※くわしくは下水道課(☎20・1533)へ。

必要書類

交付通知書、マイナンバーの通知カード、本人確認ができる物(運転免許証、パスポートなど)官公署発行の顔写真付きの物1点。または保険証、年金手帳など2点、住民基本台帳カード(持っている人)

マイナンバーカードに関連する業務休止

機器点検のため、毎月第3土曜日の翌日の日曜日は、マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行・失効などの手続きができませんので注意してください。
※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

雨水を流さないで

公共下水道の汚水管

市の公共下水道は、汚水と雨水を分けて処理する分流方式で整備されています。

汚水管に大量の雨水が入るとポンプ場の排水能力を超え、道路上のマンホールから汚水が噴出する原因になります。汚水管に雨水を流さないでください。

※くわしくは下水道課(☎20・1533)へ。

はぐれてしまったごきのため

マイクロチップの装着

ペットショップやブリーダーなどの販売業者には、犬や猫へのマイクロチップの装着が義務付けられています。

マイクロチップを装着すると、迷子、災害、盗難、事故などによって犬や猫が飼い主と離れ離れになったときに、チップの情報をもとに飼い主へ戻すことができます。現在犬や猫を飼っている人も、マイクロチップの装着に努めてください。

マイクロチップへの情報登録

令和4年6月1日以降に犬や猫にマイクロチップを装着した場合

や、マイクロチップが装着された犬や猫を購入したり、譲り受けた

りした場合には、飼い主情報の登録が必要です。マイクロチップ登録

サイト(<https://regm.cmv.go.jp>)から登録してください。



マイクロチップの装着については、環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip.html>)で確認してください。



※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム

全国瞬時警報システム(アラート)は、自然災害に関わる特別警報など、国から送られる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

この緊急情報を市民の皆さんへ確実に伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行います。

当日の災害発生状況や気象状況により中止になる場合があります。

日時 8月10日(水) 午前11時

放送内容 3回繰り返し、内容はアラートのテストです(3回繰り返し)、こちらは防災なりたです

※防災行政無線の放送内容は、防災行政無線テレホンサービス(☎0120・38・38068)で確認できます。くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

設置費と維持管理費を補助

合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、し尿や台所・洗濯などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。

市では、合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助しています。補助を受けるには条件がありますので、必ず着工前に環境衛生課(☎20・1531)へ相談してください。また、毎年の維持管理に伴う費用への補助もあります。

※騒音地域は特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは同課へ。

もしもの事故に備えて

千葉県市町村 交通災害共済

交通災害共済の令和4年度加入申し込みが始まりました。
交通災害共済は、加入者が交通事故により負傷した場合に、見舞金を支給する制度です。

ほかの保険に入っている場合でも加入できますが、保育園・学校などでこの制度に加入している園児・児童・生徒は、重複して加入できません。

会員の資格は市に住民記録のある人とその被扶養者

共済期間と会費

○8月31日までに申し込み：9月1日～令和5年8月31日：700円
○9月1日以降に申し込み：申込日の翌日～令和5年8月31日：0円

○9月1日以降に申し込み：申込日の翌日～令和5年8月31日：0円

加入月により100円～700円

円

見舞金の種類は死亡見舞金、傷害見舞金、身障見舞金、交通遺児見舞金

見舞金

対象となる交通事故は車両による

交通事故で、事故証明書(原則として人身事故扱い)が発行されたもの

受付場所は交通防犯課(市役所2階)、下総・大栄支所

※くわしくは同課(☎20・1527)へ。

7)へ。

設置前に申請を

受水槽の非常用給水栓

市営水道を使用している共同住宅などで受水槽を設置している場合、災害時に受水槽の水道水を利用するための非常用給水栓を設置

できます。

設置には事前に申請が必要です。

条件などは市ホームページ(http://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0160_00007.htm)で確認してください。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

22・0269)へ。

22・0269)へ。

駆除に補助金を交付

スズメバチの巣

市では、建物や樹木などに作られたスズメバチの巣を駆除するための補助金を交付しています。交付を受けるには事前に申し込みが必要です。

補助額は巣の駆除にかかった費用の2分の1以内(上限5万円)

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

ギョツと絞って

生ごみの減量

家庭から出る生ごみの約75パーセントは水分であるといわれています。

生ごみを捨てる前に水分を絞ることで、ごみが軽くなり、ごみ出しがしやすくなります。また、腐敗や悪臭の防止にもなります。

生ごみの減量にご協力をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

20・1530)へ。

一人で悩まず相談を

暴力団犯罪の被害防止

暴力団犯罪の被害に遭わないためには、夜の繁華街に遊びに行かない、暴走族などの不良グループに参加しないといった、暴力団と接触する機会をつくらないことが重要です。

多くの人が「自分は暴力団とは関わりがないから大丈夫だ」と思いがちですが、暴力団はあらゆる手段を使って関係を持つと狙っています。

暴力団が関わりを持つと近づ

いてきた場合は、一人で悩まず、早めに警察へ相談してください。
※くわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。

9月末まで実施

農地利用状況調査

農業者の高齢化などにより、耕作されない農地が目立つようになっています。

市では、このような農地の荒廃を防ぐため、農地の利用状況調査を9月末まで実施しています。

農地利用最適化推進委員が各農地を調査しますので、ご協力をお願いします。

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

7月1日(金)～15日(金)

- 3日 千葉県消防協会印旛支部消防操法大会
折り鶴平和使節団結式
- 7日 北千葉道路建設促進期成同盟による千葉県知事への要望活動
三都市歯科医師会航空機災害対策協議会総会
- 8日 成田祇園祭(～10日)
道路整備促進期成同盟会千葉県連合協議会総会
- 13日 コンプライアンス審査会委嘱状交付式
- 14日 自衛官募集相談員委嘱状交付式
国民平和大行進
- 15日 臨時記者会見



出発セレモニーで(8日)

8月は経済産業省主唱の 電気使用安全月間です!



一般財団法人 関東電気保安協会
KDH
<https://www.kdh.or.jp/>

地震から身を守るために

シェイクアウト訓練

市では、市民や事業者の防災意識を高めることを目的に、シェイクアウト訓練（一斉地震防災訓練）を実施します。

この訓練はアメリカで始まった地震防災訓練で、身を守るための安全行動を1分間行うものです。日時：9月1日(木) 午前10時30分から

訓練方法：当日の午前10時30分に震度6強の地震の発生を想定した訓練地震情報を、防災行政無線、なりたメール配信サービス



提供：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

で放送・配信します。これを合図に、地震から身を守るための3つの安全行動「ドロップ(ますぐ)」「カバー(頭を守り)」「ホルド・オン(動かない)」を1分間行ってください

参加方法：訓練に参加する場合は事前に参加登録をしてください。

8月30日(火)必着までに、市ホームページ(https://www.city.naria.chiba.jp/anshin/page/1110_00049.html)にある参加登録票を郵送・FAX・Eメールのいずれかで危機管理課(〒286-8585 花崎町760 FAX 20-1687 Eメール: kikanri@city.narita.chiba.jp)へ

※くわしくは同課(☎20-1523)へ。

トラブルを解決するために

調停制度発足100周年

調停は、話し合いにより問題の解決を図る裁判所の手続きです。

調停には、お金の貸し借りによるトラブルなどを扱う「民事調停」と離婚・相続などの家庭関係のトラブルを扱う「家事調停」があり

ます。創設100周年を迎えた調停制度は皆さんのニーズに合わせ、より利用しやすい制度になっています。困り事があるときは利用を検討してください。

※くわしくは裁判所ホームページ(<https://www.courts.go.jp/>)

または千葉家庭裁判所佐倉支部庶務課(☎043-484-1216)へ。

整備は3年以内に

下水道への接続義務

公共下水道が整備されると、3年以内にくみ取り便所を水洗トイレへ改造することが法律で義務付けられています。

また、トイレや風呂、台所などの汚水を下水道に流すための排水設備についても整備をしてください。

※くわしくは下水道課(☎20-1533)へ。

食品の取り扱いに注意

食中毒の予防

高温多湿となる夏は、細菌を原

因とする食中毒が最も発生しやすい季節です。

県では、食中毒の発生を予防するために、8月を食中毒予防強調月間とし、啓発や食品営業施設への監視指導を強化しています。

家庭でできる予防のポイント

食中毒は飲食店だけでなく、家庭でも発生しています。食品の取り扱いに注意して食中毒を防ぎましょう。

購入するとき

○消費期限などを確認して、食べ切れる量を購入する
○買い物をした後は、寄り道をしないうちに帰る

保存するとき

○冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫はマイナス15℃以下に保つ
○冷蔵庫や冷凍庫に食品を詰め過ぎない

調理するとき

○調理前にせっけんで手を洗う
○包丁やまな板は肉・魚・野菜用と使い分けるか、洗って熱湯をかけてから使う

○肉や魚は十分に加熱する。目安として、食材の中心部を75℃で1分以上加熱する

○冷凍食品は使う分だけ解凍し、冷凍や解凍を繰り返さない

食事するとき

○食事前にせっけんで手を洗う
○作った料理は長時間室温で放置しない

※くわしくは印旛保健所(印旛健康福祉センター・☎043-483-1137)へ。

補助金を交付

住宅の耐震化と危険ブロック塀の除却

市では、住宅の耐震診断や耐震改修、危険なコンクリートブロック塀などの除却に対して補助金を交付しています。

補助を受けるには、事前に申請が必要です。

補助額

○住宅耐震診断補助金：住宅の耐震診断にかかった費用の3分の2(上限8万円)

○住宅耐震改修補助金：住宅の耐震改修にかかった費用の3分の1(上限50万円)

○ブロック塀等除却補助金：危険なブロック塀などの除却にかかった費用の2分の1(上限10万円)

※くわしくは建築住宅課(☎20-1564)へ。